

郵船ロジスティクスグループ サプライヤー行動規範

郵船ロジスティクスグループは、事業を通じてステークホルダーに社会的責任を果たすために、倫理基準としての「郵船ロジスティクスグループ行動規範」を定め、これを遵守しています。近年、サプライチェーンのグローバル化に伴い人権侵害、贈賄行為、環境破壊行為などの世界的な社会問題が顕在化するなか、企業単独ではなくサプライチェーン全体でのコンプライアンスへの取り組みが求められています。そのため、私たちがお客様に提供しているサービスの調達先であるサプライヤーの皆様には、倫理基準について私たちと共通の認識をもって頂きたいと考えております。

すべてのサプライヤーの皆様には、以下に示す行動規範を実践して頂けますようお願い申し上げます。

1.高品質で安全なサービス

公正、誠実な事業活動を心掛け、高品質で安全なサービスを提供してください。

2.法令および国際ルールの遵守

国内外の法令を遵守し、法令で義務付けられた許認可を取得の上、適法な事業活動を行ってください。

3.独占禁止法遵守の徹底

公正な競争を維持するための独占禁止法 / 競争法を遵守してください。

4.贈収賄の禁止

汚職や贈収賄を禁止するすべての法令を遵守してください。国内外、直接・間接、公・民間を問わず、営業上の不正な利益を得るための賄賂の供与、申し出、約束は行わないでください。

5.利益相反禁止

利益相反が起こらぬよう、サプライヤーの社員が郵船ロジスティクスグループの社員と個人的な関係（家族や親戚、友人等）にある場合、購買選定に影響を及ぼすような行為は行わないでください。

6.人権の尊重

(1)人権に関する国際規範を尊重し、あらゆる企業活動において、人権および個人の尊厳を侵害するような行為は行わないでください。

(2)すべての人権を尊重し、性別・年齢・国籍・人種・信条・宗教・職業・社会的身分・外見・疾病・障がいの有無を理由とした、差別的取り扱いや差別的な発言は一切行わないでください。

(3)社会におけるあらゆる奴隷的支配や人身取引に断固反対し、強制労働や児童労働等の非人道的な雇用は行わないでください。また、そのような行為に関与する企業や団体とは取引を行わないでください。

7.安全かつ衛生的な職場環境の確保

(1)安全かつ衛生的な職場環境を保持し、事故、労働災害等の防止に努めてください。

(2)従業員の心と身体健康の保持や増進のための施策に積極的に取り組み、快適に働ける職場環境の確保に努めてください。

8.反社会的勢力との取引の禁止

テロ行為、マネーロンダリング等、組織的犯罪には一切関与しないでください。また、これらの犯罪に利用されることのないよう、取引の各過程において精査してください。

9.環境の規制と保全

環境保護に関する条約、法令、規則を遵守し、環境の保全に努めてください。

10.情報の管理と運用

(1)情報セキュリティに関する法規制を遵守し、情報管理を徹底してください。

(2)個人情報と秘密情報の取り扱いに留意し、情報漏洩を防止するための適正な体制を構築してください。また、秘密保持契約を締結している場合は、その契約に従ってください。

11.サプライチェーン

自社のサプライヤーにも本サプライヤー行動規範の遵守を展開してください。

サプライヤーさまにおける取り組み状況に対して、アンケート調査や聞き取りなどモニタリングをさせて頂くことや、改善をお願いすることがございます。

このガイドラインは必要に応じて改訂致します。

2019年12月1日